

川崎市資金管理会議設置要綱

平成24年3月30日

23川財資第561号

(趣旨)

第1条 基金に属する現金及び歳計現金等に関して、適切な資金管理及び戦略的な資金運用を行うため、川崎市資金管理会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 資金計画に関すること
- (2) 繰替運用に関すること
- (3) 一時借入金に関すること
- (4) 資金運用に関すること
- (5) 資金管理方針に関すること
- (6) 資金管理についての情報の収集、交換等に関すること。
- (7) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、財政局長をもって充てる。

3 会議の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 財政局財政部長
- (2) 財政局資産管理部長
- (3) 財政局財政部財政課長
- (4) 財政局財政部財政課担当課長
- (5) 財政局財政部財政課担当課長（財政計画担当）
- (6) 財政局財政部資金課長
- (7) 財政局財政部資金課担当課長

4 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

5 議長に事故があるときは、財政部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、やむを得ない事情により会議を招集できないときは、各委員の意見を徴収することにより、会議に代えることができる。

3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 会議において必要があると認めるときは、議長は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、財政局財政部資金課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。